

商店街ニュース

発行所 東京都商店街振興組合連合会
東京都中央区銀座2-10-18 (〒104-0061)
電話 03 (3542) 0231~5
FAX 03 (3542) 0286
定価 年間2500円 送料は会費に含む

振興組合化を
推進しよう
ホームページ
アドレス <http://www.toshinren.or.jp/>

平成26年度 商店街活性化推進調査・研究事業

高齢者の万引き、課題探る

都振連 防止、自衛策など現状報告

東京都商店街振興組合連合会の平成26年度商店街活性化推進調査・研究事業委員会(委員長：齊藤得彌、板橋区商店街振興組合連合会青年部長)では、このほど『商店街の万引き対応はますます難しくなっている』高齢者の万引き実態調査結果報告書』をまとめた。今年度は検挙者数が青少年を超えた高齢者の万引き問題をテーマとしてアンケート調査の結果総括および今後の方向性を収録。このほか傘下400商店街振興組合へ配布しており、また報告書は都振連HP(http://www.toshinren.or.jp)にも掲載している。

今年度は、青少年の万引きをテーマとした昨年度の調査・研究事業に続くもの。委員会では、まず商店街および食品スーパーへのヒアリングを行い、「高齢者にによる万引き被害がある、ないの決定的な違いは何なのか?」「そもそもなぜ高齢者世代になっても(な)って(から)、万引きするのかわ?」「そこには、規範意識の低下や経済的理由の他に、青少年の万引きとは違う何か固有の要因があるのではないか?」等と推測。学識経験者の助言も得て、今回は

被害実態や認知状況を把握する調査としている。調査対象者は「店主を親に持つ一般の方々」と設定して、100サンプルへ向けて昨年8月にウェブ経由でアンケート。東京万引き防止官民合同会議の広報委員長でもある桑島俊彦、都振連理事長との意見交換も経て、調査結果とともに委員会としての総括および今後の方向性を以下の概要で報告している。

止の負担軽減が必要、高齢者の万引き対応も行わなければならない【社会の到来】
○高齢者の万引きの現状としては、食品スーパーでは青少年の5倍にも達しているところもある。店主は、高齢者のほうが手口や言い訳が巧妙、悪質で対応に苦慮している。

○「商店・商店街の高齢者万引き防止の課題」としては、いわゆる万引きGメンなど監視保安員を外部委託する費用を、個店で負担するのは無理である。全件の警察届出への対応には時間をとられ、販売機会損失も発生。よって、調査の簡素・短時間化推進を望みたい!

一方で、被害がない店には、店主も気づいていない万引き抑制の機能・役割があるとの推測に立ち、来年度の調査・研究

○被害者(小売業者)には損失しか残らない商品を取られ損(利益の損失)／時間と人手は取られ損(販売機会と経費の損失)
○多方面の団体の賛同や協力を得て、被害者の自衛権利を論議すべきと東

○被害者(小売業者)には損失しか残らない商品を取られ損(利益の損失)／時間と人手は取られ損(販売機会と経費の損失)
○多方面の団体の賛同や協力を得て、被害者の自衛権利を論議すべきと東

○「悪質な常習犯への自衛対応の確立に向けて、商店には自衛に頼るしか選択肢がないケースがある」

○「悪質な常習犯への自衛対応の確立に向けて、商店には自衛に頼るしか選択肢がないケースがある」

○「悪質な常習犯への自衛対応の確立に向けて、商店には自衛に頼るしか選択肢がないケースがある」

商店街の機能や役割、明らかに

商店街の万引き対応はますます難しくなっている

高齢者の万引き実態調査結果報告書
～平成26年度 商店街活性化推進調査・研究事業～



◀万引きは、もはや高齢者の犯罪?▶

お年寄りのお客様の万引きをもし見つけたらどうしますか?

京都や区の条例を準備しての対応を希望、
○背景

・「店に捕まらぬ」
言い訳、聞き直り、金で解決、認知症のふり、証拠隠滅、誤認で訴えを脅される

・「警察への通報」：時間がかかる、店が閉められないので通報を諦める、犯人探や商品探しに期待できない
・「メディア」：万引き犯の人権論展開、現場の実態は報道されない
—これにより、現状では「常習犯の写真をパツキヤードに掲示」「商品を取り戻すためにネットで顔写真公開、警告など犯人の良心に期待」など自衛に頼らざるを得ない状況もある

※なお同報告書の内容は、本紙4面の通り随時紹介していく。